

失業の状態ですぐに働ける方の求職者給付申請のながれ

① 離職の翌日以降に住所管轄のハローワークに来所してください。

- ・ 川崎市中原区・高津区・多摩区・宮前区・麻生区にお住まいの方は、ハローワーク川崎溝ノ口庁舎にお越しください。
- ・ 手続きには一定の時間がかかることから、16時前までのご来所をお勧めさせていただきます。

<手続き日について>

手続き日を基準に4週に一度の来所する認定日（65歳以上で離職された方を除く）が決定されます。

手続き日は、来所できる曜日、4週間後に来所できる日にご来所することをお勧めします。



② 『総合受付』 「求職者給付申請」とお話しください。

- ・ 持ち物と住所をお聞きます。



<必要なものについて>

□ マイナンバーカードをお持ちください。

マイナンバーカードをお持ちでない方は次の①個人番号及び②身元（実在）確認書類をお持ちください。

- ① 個人番号確認書類（いずれか1種類）
通知カード、個人番号の記載のある住民票（住民票記載事項証明書）
- ② 身元（実在）確認書類（(1)のうちいずれか1種類。（1）の書類をお持ちでない方は、(2)のうち異なる2種類（コピー不可））
(1) 運転免許証、運転経歴証明書、官公署が発行した身分証明書・資格証明書（写真付き）など
(2) 公的医療保険の資格確認書、児童扶養手当証書など

□ 離職票ー1、離職票ー2

□ 本人名義の預金通帳またはキャッシュカード（一部金融機関を除く）

□ 写真2枚※（最近の写真、正面上半身、タテ3.0cm×ヨコ2.4cm）

※ 65歳以上で離職された方は1枚

※ 支給申請ごとにマイナンバーカードを提示する場合は写真を省略可能

③ 【記載台】 必要書類の記入（所要時間目安：5分～20分）

- ・ 「受給資格決定に関する申告書」の記入
- ・ 初めて、久しぶりの方は、求職申込書の記入も必要です。氏名、住所等の個人情報と希望の就職条件、経歴等を記入します。
※ 雇用保険に加入する仕事（就労時間週20時間以上の就職）を探す方が受給できる制度です。
※ ハローワーク利用が初めて、久しぶりの方は、ハローワークインターネットサービスからオンラインで求職登録をいただくことで、書類記載と相談時の登録時間の合計20～30分程度を短縮できます。



待ち時間：10分～45分以上

④ 【2番窓口】 職業相（所要時間目安：10分～30分）

- ・ これからの就職活動について相談をします。
- ・ 希望する雇用条件、資格や経験等を登録し、再就職のための活動方法をご提案します。



待ち時間：10分～60分以上

⑤ 【4番窓口】 受給資格決定（受給要件を満たしていることを確認し、これからの手続説明と来所日を指定します。）

- ・ 職業相談の求職登録内容にて雇用保険に加入する仕事（雇用）に再就職する活動をこれからされることも確認します。
- ・ 来所した日2～3週間後に参加していただく雇用保険説明会を指定します。
- ・ 来所した日を基準に4週間（28日）ごとに認定日が設定され、来所が必要です。**定められた理由以外に認定日は変更できません。**
- ・ 原則、認定は来所した日と同じ曜日になり、月曜日・金曜日は申請される方が多く、他の曜日よりも混雑しております。
- ・ 65歳以上で離職された方は、雇用保険説明会はなく、認定日は3週間後前後の日を指定します。



受給要件



Q&A



⑥ 「受給資格者のしおり」「失業認定申告書」を受け取り、当日の手続き終了です。

- 雇用保険説明会は、雇用保険求職者給付の手続きについての説明とハローワークを利用した求職活動のご案内です。
- 初回認定日には、雇用保険に加入する仕事への再就職活動を申告する必要があります。
- 不足書類がある場合等は、ご相談ください。

川崎北公共職業安定所（ハローワーク川崎北）
雇用保険給付課 第一係
TEL044-777-8609 11#